

2 基本方針の位置づけ

- (1) 上田市における人権尊重のまちづくりに向けて、課題を明らかにしたうえで、上田市が取り組むべき基本的な方針を示すものです。
- (2) 上田市が目指す基本的な方向や施策を明らかにすることにより、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場面における行政、市民、関係機関、関係団体などの自主的・積極的な行動を促すためのものです。
- (3) この基本方針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条の規定、及び上田市人権尊重のまちづくり条例(平成19年条例第7号)第5条の規定により策定したものです。
- (4) 第一次上田市総合計画及び上田市自治基本条例の趣旨に基づき、人権施策の基本的事項を示し、市民と行政の協働によって人権尊重のまちづくりが推進されるよう策定したものです。

修正内容

- 「第一次上田市総合計画との整合を図って」を変えては(削除しては)どうか。(前回意見)
「整合を図る」の表現でなく、「趣旨に基づき」とした。
- 「上田市自治基本条例」に関する記述はどうか。(前回意見)
自治基本条例は、上田市の最上位の条例として位置づけられており、「参加と協働により自治を推進」を基本理念としている。このことから、今回の位置づけにおいて引用していくこととした。
(参考)
総合計画 (何を どれくらい いつまでにやるのか) } 市政経営推進の両輪
自治基本条例 (誰が どのような役割で進めるのか)
- (4)は不要では。(前回意見)
人権についての基本的な考え方は、国、県とも同様であるべきであり、それらは勘案し引用されるべきであるので、上田市独自の表現としての部分を残して(4)とした。
(下線部修正)